

# 2013 年 期 実務補習所 考査問題

## 【公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。  
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。  
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

## &lt;職業倫理・職業倫理（精神的独立性）&gt;

**問** 独立性に関する指針に照らして、上場会社A社の監査人として、A社の重要な連結子会社（上場会社）B社の監査人（構成単位の監査人）に独立性の確認を求める関係会社（独立性に関する指針の「関連企業等」）の範囲として正しい（独立性の遵守が求められる）（○）又は正しくない（独立性の遵守が求められない）（×）かを、答えなさい。

- ①A社（B社はA社にとって重要性あり）
- ②A社にとって重要性がない連結子会社（B社以外）
- ③A社にとって重要性がある連結子会社（B社以外）
- ④A社の持分法適用会社

**問** 独立性に関する指針に照らして、上場会社A社の監査人として、A社の重要でない連結子会社（上場会社）B社の監査人（構成単位の監査人）に独立性の確認を求める関係会社（独立性に関する指針の「関連企業等」）の範囲として正しい（独立性の遵守が求められる）（○）又は正しくない（独立性の遵守が求められない）（×）かを、答えなさい。

- ①A社（B社はA社にとって重要性なし）
- ②A社にとって重要性がない連結子会社（B社以外）
- ③A社にとって重要性がある連結子会社（B社以外）
- ④A社の持分法適用会社

**問** 独立性に関する指針に照らして、上場会社A社の監査人として、A社の重要な連結子会社（非上場会社）B社の監査人（構成単位の監査人：甲監査法人）に独立性の確認を求める関係会社（独立性に関する指針の「関連企業等」）の範囲として正しい（独立性の遵守が求められる）（○）又は正しくない（独立性の遵守が求められない）（×）かを、答えなさい。

- ①A社（B社はA社にとって重要性あり）
- ②A社にとって重要性がない連結子会社（B社以外）
- ③A社にとって重要性がある連結子会社（B社以外）
- ④A社の持分法適用会社

**問** 独立性に関する指針に照らして、上場会社A社の監査人として、当該上場監査クライアントA社が30%出資して持分法を適用している関連会社B社（上場会社）の監査人に独立性の確認を求める関係会社（独立性に関する指針の「関連企業等」）の範囲として正しい（独立性の遵守が求められる）（○）又は正しくない（独立性の遵守が求められない）（×）かを、答えなさい。

- ①A社（B社はA社にとって重要性あり）
- ②A社にとって重要性がない連結子会社
- ③A社にとって重要性がある連結子会社
- ④A社の持分法適用会社

**問** 独立性に関する指針に照らして、上場会社A社の監査人として、当該上場監査クライアントA社が30%出資して持分法を適用している関連会社B社（非上場会社）の監査人に独立性の確認を求める関係会社（独立性に関する指針の「関連企業等」）の範囲として正しい（独立性の遵守が求められる）（○）又は正しくない（独立性の遵守が求められない）（×）かを、答えなさい。

- ①A社（B社はA社にとって重要性あり）
- ②A社にとって重要性がない連結子会社
- ③A社にとって重要性がある連結子会社
- ④A社の持分法適用会社

**問** 日本公認会計士協会が倫理規則を定めている目的を簡潔に答えて下さい。

**問** ノブレス・オブリージュに関して以下の問題に答えなさい。

問1 Noblesse Oblige (ノブレス・オブリージュ)を日本語に訳しなさい。

問2 ノブレス・オブリージュの意味を、簡潔に述べなさい。

問3 ノブレス・オブリージュのもとになった言語は何語ですか。(例 中国語)

問4 公認会計士の業務とノブレス・オブリージュの関係を記載した以下文書の空欄に用語を記載し完成させなさい。

財務諸表監査は公認会計士の( ① )であり、財務諸表利用者はこれを( ② )に受け入れなければならない立場にある。また、たとえば公認会計士が( ③ )を表明した場合には、( ④ )になるなど監査意見は社会的に大きな( ⑤ )を持つ。このように公認会計士は社会的に大きな( ⑤ )を及ぼす力を持っており、これらを考慮すれば、これを行使できる公認会計士に一般の人々以上の( ⑥ )が求められるのは当然である。

公認会計士は、財務諸表の( ⑦ )を担保するという崇高な役割を担っており、( ⑧ )はこの使命を全うするための土台であると認識する必要がある。

**問** 我々は、公認会計士として独立性を常に遵守する必要があります。常に独立性を保持し遵守しているつもりでも、さまざまな阻害要因があり、常時、遵守するには、困難が伴います。

問1 この阻害要因を5つ挙げ、内容を説明しなさい。

問2 次の5つの事例(ケース)は、問1で解答した阻害要因のどれに該当しますか。当該阻害要因を事例ごとに記載しなさい。

ケース1

会社の事情も理解できると思った瞬間、精神的独立性は影響を受けている。

ケース2

会社との会計処理に関する打ち合わせの最中に、来期の監査報酬改定が頭をよぎったとすれば、精神的独立性は影響を受けている。

ケース3

会社持ちで会社担当者と会食したのであれば、精神的独立性は影響を受けている。

ケース4

それまで監査に協力的であり、監査人としても頼りになると思っていた会社担当者の「この会計処理が認められないのであれば、私はクビになると思います」という発言は、少なからず監査人の精神的独立性に影響を与えている。監査人としてこの会計処理を従来より認めていたのであれば、影響はさらに大きい。

ケース5

「会社が倒産した場合、従業員数千人とその家族が路頭に迷うことになります」という会社担当者の発言は、少なからず監査人の精神的独立性に影響を与えている。

**問** 倫理規則に定める、公認会計士や監査法人が専門業務を遂行するに際し遵守すべき5つの基本原則を示しなさい。

**問** 公認会計士の精神的独立性はいかにしたら保持できるのか?あなたの意見を400字以内で述べなさい。

**問** 倫理規則では公認会計士の使命はどのようなものとしているか簡潔に答えて下さい。

**問** 概念的枠組みアプローチは、4つの手順で適用します。以下文書の空欄に適切な用語を入れなさい。

公認会計士は、規律規則に定める基本原則を遵守するため、次のような手順で概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。

- 一 ( ① ) を認識する。
- 二 認識した ( ① ) の ( ② ) の程度を評価する。
- 三 ( ① ) の ( ② ) の程度が、許容できる水準ではないと評価された場合、( ③ ) を適用して、( ① ) を除去するか、又はその ( ② ) の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。
- 四 ( ① ) の ( ② ) があまりに重大か、( ① ) に対し ( ③ ) を適用することができない場合、専門業務を ( ④ ) するか、又は必要に応じて、依頼人との契約を ( ⑤ ) するか、若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。

**問** 次の文書を読んで、以下の問題に答えなさい。

我々公認会計士の行う判断は、会計上あるいは監査上の高度な判断である。そこには複雑な基準が多数存在するのみならず、将来の予測に基づく判断を要求されることも多い。会計上の見積もりに関しては、将来に関するものである以上、確定的な結論が得られるものではない。

問1 どういった会計処理あるいは会計判断について将来予測に基づく判断を下しますか。当該会計処理ないし会計判断を5つ挙げなさい。

問2 上記判断をする場合の危険性(リスク)は、どんなことでしょうか。簡潔に記載しなさい。

**問** 次の2006年1月26日 読売新聞の記事を読み、以下の問題に答えなさい。

インターネット関連企業「ライブドア」が2004年9月期決算を粉飾した際、同社監査役の弁護士らが、粉飾の可能性もあるとして調査していた監査法人に、「適法」とする意見書を提出していたことが、関係者の話で分かった。

監査法人は最終的に弁護士らの意見書に従い、決算に「適正意見」を出していた。東京地検特捜部と証券取引等監視委員会はこの意見書を押収しており、証券取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載など)の疑いで、粉飾決算の経緯を調べている。

関係者によると、ライブドアは同年9月期の単独の決算が赤字になったため、子会社化する予定だった消費者金融「ロイヤル信販」(現ライブドアクレジット)などの利益を自社の利益に付け替え、約14億円の経常黒字に粉飾した。

ライブドアの監査を担当する港陽監査法人(横浜市)は、こうした工作に不審を抱き、粉飾の可能性もあるとして調査を開始。一時は、「適正意見」を出す根拠が得られなかったことを示す「意見差し控え」を、監査報告書で表明することも検討した。

これに対し、監査役の弁護士らは同期決算を「適法である」とする意見書を作成、監査法人側に示した。このため、監査法人は意見書に従って最終的に決算を妥当と結論づけ、「適正意見」を表明したという。

以下略

問 上記のケースで法律の専門家たる弁護士(かつ監査役である)から、適法であると主張された場合、どのように考えるべきですか。

**問** 次の文章を読み、平成 17 年 8 月期における会社の行った会計処理について、以下の問題に答えなさい。

平成 17 年 8 月 3 日に会社は社債権者集会を開催し、130 億円の無担保転換社債について会社との間で社債権者集会決議の認可決定が確定した場合、社債管理会社である銀行に対して、同確定日に和解契約を締結することを授権する旨を決議・可決承認した。この和解契約の内容は、130 億円の無担保転換社債について、8 月末日に限り、会社はその 10%に相当する 13 億円の和解金の支払いと引き換えに社債権者から債務免除を受けるというものであった。しかし、同年 8 月 29 日に社債権者から即時抗告の申立がなされたことから、会社の決算日である同年 8 月 31 日には債務免除に係る和解契約を締結できなかった。その後、同社債権者の即時抗告の取下げにより、決算日後の同年 10 月 21 日に社債権者集会の決議が同年 8 月 30 日に遡って有効となり、同年 10 月 21 日に 13 億円が支払われ、会社と銀行との和解契約が締結され、130 億円の社債債務も消滅した。

会社は、(中略)、平成 17 年 8 月期に債務免除益 117 億円を計上し、(以下 略)

問 1. 会計処理は認められますか。認められるときは○、認められないときは×を、解答用紙に記載しなさい。

問 2. 上記問 1. で判断した理由を簡潔に記載しなさい。

**問** 公認会計士法第 1 条に規定する公認会計士の使命と職責について、下記①～⑩の空欄を埋めなさい。

(公認会計士の使命)

第 1 条

公認会計士は、( ① ) の専門家として、( ② ) において、財務書類その他の財務に関する( ③ )を確保することにより、会社等の公正な事業活動、( ④ ) 及び( ⑤ ) の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第 1 条の 2

公認会計士は、常に( ⑥ )を保持し、その( ⑦ )及び( ⑧ )の修得に努め、( ② ) において( ⑨ )かつ( ⑩ )にその業務を行わなければならない。

**問** 以下のア～エに関して、公認会計士法第 24 条に定められている「著しい利害関係」に該当するものには○を、該当しないものには×を回答欄の所定の箇所に記入せよ。

- ア) 公認会計士の配偶者が、当該公認会計士に係る被監査会社等の使用人である場合又は過去 1 年以内にその使用人であった場合
- イ) 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合
- ウ) 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務その他公認会計士法第 2 条第 1 項及び第 2 項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合
- エ) 公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人である場合

**問** 監査先が公認会計士法上の大会社等に該当する場合、監査人が提供することが禁止されていない業務として正しいものを次のア～キより 1 つ選びなさい。

- ア) 監査先が企業を買収する場合の当該企業の買収価格の算定
- イ) 内部監査の受託
- ウ) 退職給付債務の算定
- エ) 情報システムの整備又は管理
- オ) 連結財務諸表の作成
- カ) 監査人から引受事務幹事会社への書簡の作成業務
- キ) 資金担当者の長期休暇による資金運用の維持管理

**問** 公認会計士法上の具体的な規制について、下記①～⑥の空欄を埋めよ。

- ・被監査会社との間に「（ ① ）」がある場合には、監査証明業務の提供を禁止。
- ・上場企業等の公認会計士法上の大会社等への監査証明の場合、連続して（ ② ）会計期間関与後は（ ③ ）会計期間関与禁止。
- ・一定規模以上の監査法人において、上場会社等の監査を担当する（ ④ ）については、連続して（ ⑤ ）会計期間関与後は（ ⑥ ）会計期間関与禁止。

**問** 独立性の保持が求められる関係会社等の範囲について、被監査会社が上場会社の場合と非上場会社の場合とで、独立性の保持が求められる範囲が相違する部分について下記ア～カより選りなさい。

- ア) 親会社（重要性あり）
- イ) 兄弟会社（重要性あり）
- ウ) 子会社（重要性あり）
- エ) 子会社（重要性なし）
- オ) 関連会社（重要性あり）
- カ) 重要な影響力のある投資家（重要性あり）

**問** 精神的独立性と外観的独立性について下記の①～⑩の空欄を埋めよ。

（精神的独立性）

職業的専門家としての（ ① ）を危うくする影響を受けることなく、（ ② ）を表明できる（ ③ ）を保持し、（ ④ ）に行動し、（ ⑤ ）と職業的専門家としての（ ⑥ ）を堅持できること。

（外観的独立性）

事情に精通し、（ ⑦ ）な判断を行うことができる第三者が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は（ ⑧ ）チームや（ ⑨ ）チームの構成員の（ ⑩ ）が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

**問** 倫理規則第8条（概念的枠組みアプローチ）の注解6では、基本原則の遵守に対する阻害要因として、A. 自己利益、B. 自己レビュー、C. 擁護、D. 馴れ合い、E. 不当なプレッシャーを受ける脅威を列挙している。上記、A. ～E. の各阻害要因の具体的な内容について、下記①～⑩から選択し番号を記載せよ。

- ① 会員が、第三者との間に訴訟や紛争を抱えた監査業務の依頼人を擁護すること
- ② 会計事務所等が、依頼人から提訴するという脅しを受けていること。
- ③ 保証業務チームの構成員が、その依頼人との間に重要で密接なビジネス上の関係があること。
- ④ 主要な担当者が、保証業務に長期間にわたり関与していること。
- ⑤ 会計事務所等が、監査業務の依頼人の株式の販売促進等を行うこと。
- ⑥ 会員が、社会通念上許容される範囲を超える贈答又は接待を依頼人から受けていること。
- ⑦ 保証業務チームの構成員が、依頼人に雇用され、業務の主題に重要な影響力を行使する職位にあるか又は最近までこれらの職位にあったものであること。
- ⑧ 会計事務所等が、財務システムを設計又は導入した後に、システムの運用効果について、保証報告書を発行すること。
- ⑨ 会計事務所等が、特定の依頼人からの報酬に過度に依存していること。
- ⑩ 会計事務所等が、監査業務の依頼人から特定の会計処理に同意しないならば、予定している非保証業務の契約を行わないと示唆されていること。

**問** 倫理規則第13条第2項において、監査人は精神的独立性及び外観的独立性の双方を保持することを求めている。これについて以下の①～⑩の空欄を埋めよ。

- 1 会計事務所等所属の会員は、( ① ) (監査業務を含む。以下同じ。)を提供する場合、当該( ① )の依頼人から独立した立場を保持しなければならない。
- 2 会計事務所等所属の会員は、( ① )を提供する際に、依頼人に対する( ② )若しくは依頼人と( ③ )の関係を有することなく、又は他の者からの( ④ )を受けず、( ⑤ )を表明すること、また、表明していることに( ⑥ )をもたれないことが求められる。このため、( ⑦ )及び( ⑧ )の双方を保持することが求められる。
- 3 会計事務所等所属の会員は、( ① )を提供する際に、別に定める「独立性に関する指針」に従って独立性の保持を判断しなければならない。
- 4 会計事務所等所属の会員は、( ① )の契約を締結又は( ⑨ )するに際し、独立性を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。
- 5 阻害要因の重要性の程度を( ⑩ )にまで軽減できない場合、会計事務所等所属の会員は、当該業務を辞退し、又は契約を解除しなくてはならない。
- 6 会計事務所等所属の会員は、監査業務の依頼人との関係において、この規則に定める独立性に関する規定のほか、法令等に定める独立性に関する規定を遵守しなければならない。

**問** 次の文章の括弧に適切な語を入れて下さい。

(倫理規則第13条第2項)

会計事務所等所属の会員は、( A )を提供する際に、依頼人に対する( B )若しくは依頼人と( C )の関係を有することなく、又は他の者からの( D )を受けず、( E )を表明すること、また、表明していることに( F )をもたれないことが求められる。このため、精神的独立性及び外観的独立性の双方を保持することが求められる。

(倫理規則注解11)

精神的独立性及び外観的独立性とは、次のとおりである。

一 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする( G )を受けることなく、( H )を表明できる精神状態を保持し、( I )に行動し、( J )と職業的専門家としての( K )を堅持できること。

二 外観的独立性

( L )に精通し、合理的な( M )を行うことができる( N )が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの( O )の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

**問** 倫理規則には、誠実性の原則、公正性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則の5つの基本原則を定め、これを会員に遵守しなければならないと定めています。そして、会員を取り巻く環境は、この基本原則の遵守を阻害する様々な要因を生じさせる可能性があるとして、倫理規則注解において5種類の阻害要因を掲げています。この5種類の阻害要因の名称を示し、それぞれの内容を簡潔に答えて下さい。

**問** 公認会計士に求められている職業倫理とはどのようなものであるか、日本公認会計士協会が定める倫理規則の「倫理規則の趣旨及び精神」の内容あるいは「基本原則」を引用しながら、300字以内で述べなさい。

**問** 倫理規則第13条(独立性)4で「会計事務所等所属の会員は、保証業務の契約を締結又は継続するに際し、独立性を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。」とされています。この「概念的枠組みアプローチ」の4段階について述べなさい。

**問** 倫理規則に挙げられている独立性の「阻害要因」について倫理規則第8条注解6で掲げられている5つの項目を述べ、それぞれについてあなたの考える具体例を1つ挙げなさい。

**問** 以下の空欄を埋めなさい。

**【公認会計士法】**

第1条 公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、（ ① ）において、財務書類その他の財務に関する情報の（ ② ）を確保することにより、会社等の公正な（ ③ ）、（ ④ ）及び（ ⑤ ）の保護等を図り、もって（ ⑥ ）に寄与することを使命とする。

第1条の2 公認会計士の（ ⑦ ）

公認会計士は、常に品位を保持し、その（ ⑧ ）及び（ ⑨ ）の修得に努め、（ ⑩ ）において（ ⑪ ）かつ（ ⑫ ）にその業務を行わなければならない。

**【監査基準】**

第二 一般基準

- 2 監査人は、監査を行うに当たって、常に（ ⑬ ）を保持し、（ ⑭ ）を損なう（ ⑮ ）や（ ⑯ ）に疑いを招く（ ⑰ ）を有してはならない。

**【倫理規則第13条（独立性）注解11】**

精神的独立性及び外観的独立性とは、次のとおりである。

一 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保持し、誠実に行動し、（ ⑱ ）と職業的専門家としての（ ⑲ ）を堅持できること。

二 外観的独立性

事情に精通し、（ ⑲ ）を行うことができる第三者が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの構成員の（ ⑳ ）が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

**問** カネボウ事件、エンロン事件等の企業不祥事に関して、監査を行っていた公認会計士においては何が問題であったのか、あなたの意見を300字以内で述べなさい。



## &lt;監査事例研究&gt;

**問** 日本公認会計士協会会則第 44 条では、会員が財務書類の監査業務を行うに際して行ってはならない行為を規定している。これについて、下記の①から⑤に適切な言葉を解答欄に記入しなさい。

- 一 故意に、、錯誤又はのある財務書類を、錯誤及びのないものとして意見又は結論を表明すること。
- 二 を怠り、、錯誤又はのある財務書類を、錯誤及びのないものとして意見又は結論を表明すること。
- 三 財務書類に対する意見表明又は結論表明のを得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

**問** 日本公認会計士協会会則第 50 条 2 項では、会員及び準会員に対する懲戒処分の方法として、5 種を規定している。これについて、下記の①から④に適切な言葉を解答欄に記入しなさい。

- 一
- 二 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」という。）
- 三
- 四 本会からのの勧告
- 五 金融庁長官の行う又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（以下「行政処分請求」という。）

**問** 日本公認会計士協会会則第 50 条 2 項における会員権停止処分により停止される権利は、同会則第 50 条の 4 において規定されている。これについて、下記の①及び②に適切な言葉を解答欄に記入しなさい。

- 一 に出席して表決する権利
- 二 役員選挙権及び被選挙権
- 三 に意見具申又は建言する権利
- 四 本会の会議に出席する権利

**問** 監査業務の適正な運用発展を図るため、会員の監査実施状況（品質管理レビューに関する事項を除く）及び監査意見の妥当性について審査を行い、必要な措置をとる場合がある。上記目的を達成するために、日本公認会計士協会に設置された審査会の名称を解答欄に記入しなさい。

**問** 会員及び準会員に対する懲戒処分の決定に際しては、正確かつ衡平な処分を行う必要があると同時に、会員および準会員の権利を保障し事案の公正な認定を担保する必要がある。上記目的を達成するために、日本公認会計士協会に設置された審査会の名称を二つ挙げ、解答欄に記入しなさい。

**問** 日本公認会計士協会会則第 70 条に規定されている会員に対する個別的監督について、下記の空白に適切な言葉を解答欄に記入しなさい。

「本会は、会員又は準会員につき、必要があると認めた時には、当該会員又は準会員から報告を徴し、又は質問をし、必要な勧告若しくはをすることができる。」

**問** 1. 日本公認会計士協会会則第 50 条第 2 項では、5 種の懲戒処分が定められている。このうち会員に対してなされる処分を全て記載しなさい。  
2. 上記のうち、「付加する懲戒処分」とされているものを記載しなさい。

**問** 金融庁が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分を行う場合に、その処分に関する事項について調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明する審査会の名称を解答欄に記入しなさい。

**問** 金融庁による処分として、公認会計士法第二十九条では三種の懲戒処分が挙げられている。これを全て記載しなさい。

**問** 金融庁が公表した「公認会計士、監査法人に対する懲戒処分などの考え方（処分基準）」に関して、以下の懲戒事由の場合に公認会計士に対する基本となる処分の量定は何か、下記の①～④に適切な言葉を解答欄に記入しなさい。

懲戒根拠	懲戒の事由	基本となる処分の量定
虚偽証明・不当証明	故意による虚偽証明	①
公認会計士法違反	業務改善指示違反	②
公認会計士法違反 (信用失墜行為違反)	倫理規定違反	③
同上	不正経理協力 (刑事訴追の対象となった場合)	④

**問** 以下の内容が正しいと考える場合は○、間違っていると考える場合は×を付しなさい。

1. 会計士又は監査法人が法令により処分を受けた場合、既に処分がなされているため、日本公認会計士協会による処分は行われない。
2. 倫理規則において、会計事務所等又は保証業務チームの構成員が、保証業務の依頼人から、社会通念上許容される範囲を超える贈答若しくは接待を受ける場合には、基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。
3. 倫理規則において、会計事務所等所属の会員は、監査業務の依頼人から非保証業務を紹介されたことに関して、紹介手数料を支払ってはならない。
4. 倫理規則において、会計事務所等所属の会員は成功報酬に基づいて保証業務の契約を締結してはならない。
5. 倫理規則において、会員が遵守すべき守秘義務は所属の会計事務所等を退所し、依頼人又は雇用主との関係が終了した後も解除されないとされている。

**問** 倫理規則第8条では、会員は基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならないと定められている。概念的枠組みアプローチの適用においては、まず基本原則の遵守を阻害する要因を認識することが求められる。

1. この基本原則の遵守を阻害する要因の例として倫理規則の注解6に挙げられているもののうち、3つを記載しなさい。
2. 倫理規則では、阻害要因の除去または重要性の程度を軽減する行為又は手段を「セーフガード」という。倫理規則の注解6では、これを二つに大別している。この2つを記載しなさい。

**問** ネットワークとは、会計事務所等よりも大きな組織体であって、一定の条件を備えた組織をいうが、その条件を答えなさい。

**問** セーフガードは、公認会計士協会又は法令等により設けられたセーフガードと業務環境におけるセーフガードの2つに大別できる。このうち、公認会計士協会又は法令等により設けられたセーフガードにはどのようなものがあるのか答えなさい。

問 以下の（ ）に当てはまる言葉を記載しなさい。

【公認会計士協会会則第 44 条】

- 一 (1)、虚偽、(2) 又は脱漏のある (3) を虚偽、(2) 及び脱漏のないものとして (4) 又は結論を表明すること
- 二 (5) を怠り、重大な虚偽、(2) 又は脱漏のある (3) を重大な虚偽、(2) 又は脱漏のないものとして (4) 又は結論を表明すること
- 三 省略

【公認会計士協会会則第 50 項】

- 1 から 5 (省略)
- 6 懲戒処分は、会長が (6) の議に基づきこれを行う。(以下省略)

【倫理規則第 5 条】

- 会員は、適切な専門業務を依頼人又は雇用主に提供できるよう、(7) としての能力を必要とされる水準に維持しなければならない。
- 2 会員は、専門業務を提供するに当たって、適用される (7) としての基準及び (8) 基準を遵守し、(7) としての正当な注意を払わなければならない。
  - 3 会員は、当該会員の指示の下で業務を行う者が専門業務を実施するに当たって、適切な (9) 及び (10) を受けていることを確認しなければならない。
  - 4 (省略)

【倫理規則第 6 条】

- 会員は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他のものに (11) し、又は自己若しくは (12) の利益のために利用してはならない。
- 2, 3 (省略)
  - 4 会員は、(13) な依頼人や雇用主から得た情報についても守秘義務を負う。
  - 5 会員は、会員の (14) にある職員等及び会員の求めに応じて助言・支援を行う者に対しても守秘義務を遵守させる義務を負う。
  - 6 (以下省略)

【倫理規則第 13 条】

- 1 (省略)
- 2 会計事務所等所属の職員は、保証業務を提供する際に、依頼人に対する先入観若しくは依頼人との利益相反の関係を有することなく、又は他のものからの不当な影響を受けず、自己の結論を表明すること、また表明していることに疑問をもたれないことが求められる。このため、(15) 的独立性及び (16) 的独立性の双方を保持することが求められる。
- 3 (以下省略)

**問** 「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（最終改正平成 25 年 4 月 12 日 金融庁）によると、個別事情・周辺事情等により、処分を加重・軽減することが相当と認められる場合がある。以下の場合に、加重されるのか、軽減されるのか「加重」「軽減」で答えなさい。

1. 虚偽証明の損益金額の資本金等に対する割合が 100%未満の場合
2. 任意監査の場合
3. 虚偽証明の対象期間が 1 期のみの場合
4. 虚偽証明が内部統制監査にかかるもののみの場合
5. スキームを提案するなど積極的・計画的に関与していた場合
6. 監査報酬以外に報酬等として金品等を受領している場合
7. 監査証明業務を辞退するなどの対応をしている場合
8. 企業による隠蔽行為があった場合
9. 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合
10. 監査の実施過程において、内部統制の状況など問題点を指摘し改善を求めた場合
11. 監査調書を改竄する等の隠蔽行為を行った場合
12. 重大な監査手続違反により重大な過失があると認められる場合

**問** 以下の文章は倫理規則第 13 条である。文章の空欄に当てはまる用語を以下の語群から選び、記号で答えなさい。なお、同じ用語を複数回使用することもあり、使用しない用語も含まれている。

会計事務所等所属の会員は、保証業務を提供する場合、当該保証業務の依頼人から独立した立場を（ 1 ）しなければならない。

会計事務所等所属の会員は、保証業務を提供する際に、依頼人に対する（ 2 ）若しくは依頼人と（ 3 ）の関係を有することなく、又は他の者からの（ 4 ）な（ 5 ）を受けず、自己の結論を表明すること、また、表明していることに疑問をもたれないことが求められる。このため、（ 6 ）独立性及び（ 7 ）独立性の双方を保持することが求められる。

会計事務所等所属の会員は、保証業務を提供する際に、別に定める「独立性に関する指針」に従って独立性の（ 8 ）を判断しなければならない。

会計事務所等所属の会員は、保証業務の契約を（ 9 ）又は（ 10 ）するに際し、独立性を（ 11 ）するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。

阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できない場合、会計事務所等所属の会員は、当該業務を（ 12 ）し、又は（ 13 ）を（ 14 ）しなくてはならない。

会計事務所等所属の会員は、監査業務の依頼人との関係において、この規則に定める独立性に関する規定のほか、（ 15 ）等に定める独立性に関する規定を（ 16 ）しなければならない。

**【語群】**

契約	影響	保持	正当	継続	判断	法令
利益相反	競争避止	精神的	先入観	経済的	外観的	辞退
新規	解除	遵守	阻害	締結	不当	

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning